

総社市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月29日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第4号

総社市就学援助規則の一部を改正する規則

総社市就学援助規則（平成22年総社市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 <u>学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。</u></p> <p>(2) 保護者 <u>学校教育法第16条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する者又はそれに代わる者として総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者をいう。</u></p> <p>(3) 学校長 <u>児童生徒が就学する学校の校長をいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 就学援助を受けることができる者は、小学校、中学校（中等教育学校前期課程を含む。）若しくは義務教育学校に在学し、総社市に住所を有する児童生徒又は教育委員会により総社市立の小学校、<u>中学校若しくは義務教育学校への就学を許可された児童生徒の保護者であり、次のいずれか</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 <u>学校教育法第17条に規定する学齢児童及び学齢生徒</u></p> <p>(2) 保護者 <u>学校教育法第16条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する者又はそれに代わる者として総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者</u></p> <p>(3) 学校長 <u>児童生徒が就学する学校の校長</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 就学援助を受けることができる者は、小学校、中学校（中等教育学校前期課程を含む。）<u>又は義務教育学校に在学し、総社市に住所を有する児童生徒又は教育委員会により総社市立の小学校又は中学校への就学を許可された児童生徒の保護者であり、次のいずれかに該当する者とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>に該当する者とする。ただし、他の市区町村で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができる者は除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略 (就学援助の種類及び額)</p> <p>第4条 就学援助は、次に掲げる事項の経費（以下「就学援助費」という。）を支給することにより行う。ただし、総社市で同様の援助を受けている場合は、その援助に相当する事項を除き支給するものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) オンライン学習通信費</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>2 要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者に対する就学援助は、前項の規定にかかわらず、同項第5号及び第8号に掲げる<u>ものとする</u>。</p> <p>3 総社市が設置する小学校、<u>中学校又は義務教育学校</u>以外の学校に就学する児童生徒の保護者に対する就学援助は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号まで、<u>第7号及び第9号に掲げるものとする</u>。</p> <p>4 略</p> <p>(支給の保留)</p> <p>第11条 教育委員会は、認定要件となった事項の変更が推測できるときは、就学援助費の支給を保留することができる。ただし、支給の保留は当該年度を<u>越えて</u>はならない。</p>	<p>ただし、他の市区町村で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができる者は除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略 (就学援助の種類及び額)</p> <p>第4条 就学援助は、次に掲げる事項の経費（以下「就学援助費」という。）を支給することにより行う。ただし、総社市で同様の援助を受けている場合は、その援助に相当する事項を除き支給するものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>2 要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者に対する就学援助は、前項の規定にかかわらず、同項第5号及び第8号に掲げる<u>事項に限る</u>。</p> <p>3 総社市が設置する小学校<u>又は</u>中学校以外の学校に就学する児童生徒の保護者に対する就学援助は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号まで<u>及び</u>第7号に掲げる<u>事項に限る</u>。</p> <p>4 略</p> <p>(支給の保留)</p> <p>第11条 教育委員会は、認定要件となった事項の変更が推測できるときは、就学援助費の支給を保留することができる。ただし、支給の保留は当該年度を<u>超えて</u>はならない。</p>

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行し、同日以降のオンライン学習通信費の経費について適用する。